

輸入種苗検疫要綱

(目的及び意義)

第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)、及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づき輸入種苗の検疫を統一かつ円滑に実施するため、この要綱を定める。

2 この要綱で「種苗」とは、繁殖の用に供し、又は供することができるものとして輸入される種子(繁殖の用に供されるものに限り)、球根、苗木、挿木等という。

3 この要綱で「輸入」とは、本邦から外へ、汽船、陸揚揚等への卸下若しくは内航船への積替又は航空機から飛行場内への卸下をいう。

4 この要綱は、貨物として輸入される種苗について適用するものとし、携帯品及び郵便物として輸入される種苗については、必要に応じて適用するものとする。

5 コンテナによる海上輸送される輸入種苗の検疫は、この要綱に定められたもの外、「海上コンテナ等輸入植物検疫密令」(昭和47年8月24日 47農政第4502号 農政局長通達)に基づき実施するものとする。

(輸入検疫の申請)

第2 規則第10条の規定による検査申請書(規則第4号様式)を提出し、本邦の入港又は航空機の有陸揚、運搬若しくは当該港(飛行場を含む。以下同じ。)において輸入種苗の検疫を担当する植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)の植物防疫官に対し行わなければならない。

2. 植物防疫官は、前項の申請書に輸出国の政府機関が発行する検査証明書又はその写を添付せしめ、必要と認めるときは、更に、送付状、船荷証券、積荷目録又は航空貨物運送状を添付せしめなければならない。

(輸入・届出業務等の委任)

第3 植物防疫官は、種苗を輸入し、若しくは以下「輸入者」という。が法第8条第1項の規定による検査（以下「輸入検査」という。）の申請、規則第12条の規定による措置又は法第9条第1項の規定による消毒等業務を他の者に委任する場合（委任を受け、若しくは以下「管理者」という。）とは、輸入者に当該業務を委任することと明らかにする書面を提出せしめなければならない。

(輸入検査の通知)

第4 植物防疫官は、第2条第1項の検査申請書を受理したときは、規則第11条の規定に基づき、輸入者又は管理者に対し、遅やかに、検査を受ける期日及び場所を通知しなければならない。

(輸入検査の時期)

第5 輸入検査は、輸入後遅滞なく実施しなければならない。

(輸入検査の場所)

第6 輸入検査を行う場所は、規則第6条第1項第1号に掲げた港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に掲げた港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫所所長）若しくは若しくは以下同じ。）が発令する公告（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に掲げた港の区域をいう。）内又は規則第6条第1項第2号に掲げた飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。

(輸入検査の留意)

第7 植物防疫官は、現行第12条の規定に基づき、輸入者又は管理者を輸入検査に立会わせ、当該植物の運搬、荷卸、荷造りその他措置を行わせることができる。

(輸入検査の方法)

第8 輸入検査は、ばいり、倉庫又は小水準する蔵置場所における検査(以下「1次検査」という。)及び植物防疫所における検査(以下「2次検査」という。)とする。

2 1次検査は、当該植物の産地、種類、系統及びロット別(以下「検査単位」という。)に、現行別表第1に掲げた数量について、別表1に掲げた方法により行われなければならない。

3 2次検査は、検査単位毎に1次検査において抽出した植物の中から別表2に掲げた数量以上を抽出し、同表に掲げた方法により行われなければならない。

(合格の基準)

第9 輸入検査(又は第8条第2項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合)においては、当該検査の結果、当該植物が現行第2条の各号に該当しないと認められたときは、これを合格とする。

(不合格の通知)

第10 植物防疫官は、輸入検査の結果、当該植物が現行第2条の各号に該当しないと認められたときは、これを不合格とし、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、第7条第1項の規定に基づき、自ら当該植物を消毒(くん蒸、薬剤、除去等の措置を含む。第2項を除き、以下同じ。)若しくは廃棄(焼却、埋没等の措置を含む。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄を命じなければならない。

2 植物防疫官は、当該種苗にエが付着し、又は混入している場合であつて、その除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第3条第1項第3号の規定に基づき、当該検査単位を消毒（除去又は選別、措置に限る。）を命ずることができる。

3 植物防疫官は、当該種苗に別表3に掲げる有害動物又は有害植物が付着しているときにおいては、当該検査単位を全量について廃棄を命ずることができる。

4 植物防疫官は、第1項の規定により輸入者又は管理者に消毒又は廃棄を命じた場合において、当該輸入者又は管理者から要求があるときは、規則第22条の規定に基づき、消毒又は廃棄命令書（規則第11号様式）を交付しなうばならない。

（消毒又は廃棄計画書の提出）

第11 植物防疫官は、第10項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において、輸入者又は管理者に消毒又は廃棄の実施に先立って、消毒又は廃棄計画書（別記様式1）を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

（消毒方法の基準）

第12 第10項の規定による消毒は、別表4に掲げる基準に適合した方法により行ふものとする。

（消毒を行う場所）

第13 第10項の規定による消毒を行う場所は、当該種苗を検査した港の港頭地域内又は能行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記の港頭地域及び能行場以外の場所に搬送して消毒を実施する旨の申請（別記様式2）の提出があった場合において、次の各号の全（1）から（4）まで、規則第6条第1項第1号に掲げる港に搬送する場合（第5号を除く。）に該当し、

3. 有害動物が、可能であると認められるときは、植物防疫官は、植物防疫所長（植物防疫所長に不在の場合）と協議し、輸入業者（輸入業者がいない場合は、輸出業者）に許可を付し、これを承認するものとする。

- (1) 輸送は原則として水路によるものとする。
- (2) 船舶中、有害動物又は有害植物の分散を防止する措置がとられること。
- (3) 船舶中において消毒を行う船舶等の施設又は場所が消毒の効果を十分確保しているものであること。
- (4) 消毒を実施する者が消毒に必要の技術も有し、責任をもって当該消毒を実施すると認められること。
- (5) 当該船舶に付着している有害動物又は有害植物が別表5に掲げられていること。

2. 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該船舶の運搬に使用した船中及び荷役場所において有害動物又は有害植物の分散防止等の予防措置等、措置を行わせる場合においては、別表5に掲げる基準によるものとする。

(不適合船舶の積戻)

第14 植物防疫官は、第10の項の規定により消毒又は廃棄を命じた船舶について、輸入者又は管理者から積戻の許可申請書（別記様式3）の提出があった場合において、監督及び取締上適当であると認めるときは、第10条第1項の規定にかかわらず、これを許可するものとする。

2. 前項の場合において、有害動物若しくは有害植物又は有害植物の分散防止等監督及び取締に必要と認められる範囲で条件を付することができる。

3. 第2項の条件は、別表5に掲げる基準の外、別表4に掲げる基準に基づき定められるものとする。

4. 植物防疫官は、第1項の規定による許可をした場合には、その積戻の事実を確認するものとする。

関税法(昭和29年法律第61号)第75条において準用する同法第67条に基づく積戻申告書の提出がある場合は、この限りでない。

(消毒又は廃棄の命令)

第15 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じたときは、輸入者又は管理者が消毒又は廃棄を実施する際、これに同意しなければならない。

(危害防止)

第16 植物防疫官は、(人薬による消毒を命じたときは、「植物検疫(人薬)における危害防止対策要綱(昭和43年4月22日付 43農政第699号 農政局長通達)に基づき、輸入者、管理者又は(人薬者を指導するものとする。

(消毒実施の報告)

第17 植物防疫官は、輸入者又は管理者が消毒を実施したときは、その旨を報告させるものとする。

2 前項の場合において、選別(除去を含む)を実施した場合、選別実施報告書(別記様式4)を提出させ、かつ、当該植物が球根又は苗木であるときは、必要に応じて選別実施記録表(別記様式5)を添付させることができる。

(選別効果の確認)

第18 植物防疫官は、第17第2項の規定により選別実施報告書又は選別実施記録表の提出があるときは、その効果について確認を行うものとする。

2 植物防疫官は、前項の確認の結果、有害動物又は有害植物があることを認めるときは、輸入者又は

管理者に対し、再選別若しくは再除去又は廃棄を行わせるものとする。

(廃棄又は再選別)

第19 植物防疫官は、種苗を廃棄し、又は消毒に処置するに付した場合において、輸入者又は管理者の要求があるときは、処分証明書(規則第9号様式)を交付しなければならない。

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してはならない旨の申し出があつたときは、(1)号又は植物輸入認可証明書(規則第8号様式)を、(2)号(3)号及(4)号にあつては種苗輸入認可証明書(別記様式6)を交付することができる。

- (1) 当該種苗が規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行つた場合
- (2) 第13条ただし書の場所において消毒を行つた場合
- (3) 苗検又は葉所が発見した選別を行つた場合
- (4) 1. おもひ又は土の混入が認められ除去を行つた場合

(芽移り移管)

第21 植物防疫官は、自己の所属する植物防疫所以外の植物防疫所が防疫を管理する場所において消毒又は廃棄を命ずる場合は、あらかじめ、当該植物防疫所に当該種苗についての搬送後消毒申請書の写に検査申請書の写を添付するものとする。

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9条の規定により当該種苗を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨を証明する書類を交付する。

			ガドワリハヤセニヤリ <i>Erwinia amylovora</i> Winslow et al ガドワリハヤセ <i>Dibolion ambrosiae</i> Tardieu 2 2 2 2 2 (Black knot)
	バツ科の南木類		<i>Amorpha lineatella</i> Zeller キキキ <i>Otiorthynchus sulcatus</i> Fabricius キキキキキ <i>Pantonomus corvinus</i> Boheman キキキ <i>Graphognathus lineatoma</i> Boheman キキキ <i>Lygus lineolaris</i> Falsen et de Beauvill キキキ <i>Neocalitamus tenellus</i> Baker キキキ <i>Empoasca fabae</i> Harris キキキ <i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen ガドワリハヤセニヤリ <i>Erwinia amylovora</i> Winslow et al ガドワリハヤセ
	ツツ科の南木類		<i>Otiorthynchus sulcatus</i> Fabricius キキキ <i>Pantonomus corvinus</i> Boheman キキキ <i>Graphognathus lineatoma</i> Boheman キキキ <i>Neocalitamus tenellus</i> Baker キキキ <i>Empoasca fabae</i> Harris キキキ <i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen ガドワリハヤセニヤリ
			<i>Otiorthynchus sulcatus</i> Fabricius キキキ <i>Pantonomus corvinus</i> Boheman キキキ

クサビイモ, 新入等 埋根, バレコ, 州 モ, ヤマイモ等埋根等 州イモ	左に掲げるイモイモ 類		クサビイモ, ヤマイモ等小園等 有毒植物 <i>Graphognathus leucoloma</i> ショハツケツトツウシ Boheman	
	サツマイモ		<i>Prasognathus leucoloma</i> ショハツケツトツウシ Boheman <i>Streptomyces pomotae</i> (Pearson & Martin) Waksch & Haurici サツマイモイモが病原	
	<i>Solanum</i> , 9 Tuber- la Cilem 等		<i>Graphognathus leucoloma</i> ショハツケツトツウシ Boheman Potato spindle tuber disease Potato yellow dwarf virus	

(注) (1) 上表に掲げる列挙有毒植物等うち、別表3に掲げる有毒植物については、当該有毒植物が分布する国から輸入
 した種苗に重点を置いて、上表に掲げる検査を実施するものとする。

(2) 上表に掲げる採育の外、各器包装について、綿密に検査するものとする。

(3) *Potato spindle tuber disease*, *Potato yellow dwarf virus* は、隔離栽培を行う
 場合を別途定めるものとする。

別表乙 (第8関係)

2 次 検 査 の 方 法

検査の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象有害動物植物等	方法の詳細
1. 草花、野菜、樹木、牧草、樹木作物等種子	五上揚子等	顕微鏡検査	20,000粒	変色菌核	必要に応じ拡大鏡を使用して、多数の菌核を抽出する。
	種子	拡大鏡検査	(1) 大粒種子の場合 は 1 kg 以上 (2) 小粒種子の場合 は 500 g 以上	黒穂、パール、シ、変色種子等	倍率 3 倍以上の照明付拡大鏡を使用して検査する。
	バナナ、サトウ、スズ、ヒヤ、カボチャ、セロリ、ニンジン、ジャガイモ等の種子	透視検査	30 子	バナナシガタバタ、リマシガタバタ、アコニチンシガタバタ等の有害動物	軟エックス線透視装置を用いて、供試種子 10 g を 3 回に分けて検査する。
2. 果実、野菜、樹木、牧草、樹木作物等種子	Capsicum 属、Beta Vulgaris 属の種子	フローター法検査	(1) 無菌培養液に種子 200 粒 (2) 変色した種子は 10 粒以上は 10 g 以上、変色した種子は 50 粒以上	Colletotrichum capsici Guthrie & B. S. G. (Black rot)	供試種子と 20-40 mm 程度の 15 mm 程度の間隔をあけて置く。
	Cucurbita maxima, C. melon, C. pepo, Cucumis melo, C. sativus, Citrullus vulgaris 属、Beta vulgaris 属の種子	"	"	Fusarium solani f. sp. cucurbitinae Snyder & Hansen (Root rot)	
	トウモロコシの種子	"	(1) 無菌培養液に 200 粒 (2) 変色した種子は 10 粒以上は 10 g 以上、変色した種子は 50 粒以上	Verticillium dactylophorum T. Sacc. (Verticillium wilt)	

	アカザ科, アワビ科 の種子	ラングウィツ法検査	寄着気袋中の検体 を約 100g	<i>Ideterodera schachtii</i> Schmidt チンチンストセンツウ	
2 果樹, 森林植物 観賞用植物等。 苗木及び苗類 (部分接種等を含む)	カンキツ科の苗木類	培養検査	軸部 10個又は 病徴部5条以内	<i>Deuterophoma trachei-</i> <i>-phila Petri</i> (Mull. Arca)	PDAの平面培地により 検査する。
	バラ科の苗木類	“	果実2個又は枝の 病徴部2条以内	<i>Erwinia amylovora</i> Wind- low et al 火傷病菌	選別培地により検査する。
	<i>Picea</i> 属の苗木類	“	軸部 10個又は 病徴部5条以内	<i>Dibotryon morbosum</i> Theissen & Sydow (Black Knot)	平面培养基の中心部に検査 する。
	バラ科, フドウ科の 苗木類	シグアイズ・ホールマン 法検査	根 200g	<i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen フドウオオハシセンチュウ	根を25×22mm篩上にせし 水で洗い、20×22mm篩上に 集めた細根等をホールマン により検査する。
1	サトウキビの生葉等 及び地下部	電子顕微鏡 検査	病徴部5条以内	<i>Sugarcane Fiji disease</i> <i>virus</i>	
3 リンゴ, キンキョウ 等の根, 竹根, ヤシの根等培養 の材料	リンゴイモ	培養検査	病徴部5条以内	<i>Stenotaphyrum secundatum</i> (Lam.) Swartz & Henrich	各種培地により検査する。

(注) (1) この表に掲げる有害生物植物のうち、別表3に掲げる有害生物植物については、1次検査において病徴又は標徴
が認められれば種苗についてこの表に掲げる検査を実施する。サトウ・グロッキー法検査においては、当該有害生物植物
の分布が別表3に掲げる種子(植物の種粒類)に掲げられたものに限る。によって実施する。

- (2) 検査の母粒には、必要に於いて顕微鏡による検査が含まれる。
- (3) 小麦の粒大鏡検査に供する種子は、1次検査において抽出した各捆から均等に集取される。
- (4) 小麦の多角菌検査においては、20,000粒重が、大粒種子の場合にあっては 1kg、小粒種子の場合にあっては 500g を超える種類の種子の場合は、1次検査を行う場所において、20,000粒重から多角又は菌核の選別を実施し、多角又は菌核の秤量、同定等は、2次検査を行う場所において実施される。

別表3 (第10, 第13附録)

寄る

和名又は英名

<i>Anarcia lineatella</i> Zellar	モモキバガ
<i>Otiorynchus sulcatus</i> Fabricius	ギンタウナグトゾウムシ
<i>Pantomorus cervinus</i> Boheman	ヒュラーバウゾウムシ
<i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman	ソコノリウサグトゾウムシ
<i>Lygus lineolaris</i> P. Ligat de Beauvois	サヒイロメクラカメ
<i>Neocalitrus benellus</i> Baker	チンサイヒメヨコバイ
<i>Empoasca fabae</i> Harris	ジヤガイモヒメヨコバイ
<i>Heterodera schachtii</i> Schmidt	チンサイシストセニケウ
<i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen	グドリオオハリセニケウ
<i>Deuterophoma tracheiphila</i> Petri	(Mal. sear.)
<i>Streptomyces ipomoeae</i> (Person & Martin) Wakam. & Idanishi	サツマイモむかし病原
<i>Erwinia amylovora</i> Wanslow et al.	尖傷病原
<i>Citrus cachexia-xyloporosis</i> virus	
Potato spindle tuber disease	
Potato yellow dwarf virus	
Sugarcane Fiji disease virus	
<i>Colletotrichum capsici</i> Butler & Bisby (Dieback)	
<i>Fusarium solani</i> f. sp. <i>cucurbitae</i> Snyder (Root rot) & Idansen	

Verticillium tricorpus Isaak

(*Verticillium* Wilt)

Dibutyron morbosum Theissen
& Sydow

(Black knot)

別表4 (第13関係)

1 臭化メタルによる消毒方法の基準

(薬量: $\frac{\text{g}}{\text{m}^2}$ / 内容積)

有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要
種子に侵入する付着する 有害動物(ヒメアカカソオン 及び線虫を除く。)	倉庫に点検	24	6 時間	A 級	ガス濃度も40分以内に均一になる まで持続を使用すること。
カサト食入する付着する 有害動物(ヒメアカカソオン 及び線虫を除く。)		48	3 時間		
ツグキ、シラ、付着する 有害動物(ヒメアカカソオン 及び線虫を除く。)		48.5	3 時間		
ツグキ、シラ、付着する 有害動物(ヒメアカカソオン 及び線虫を除く。)		32.5	2 時間		

2 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量: $\frac{\text{g}}{\text{m}^3}$ / 内容積)

有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘 要
倉庫、面、表面に付着する カサト、ツグキ、シラ、ツグキ の付着する有害動物	倉庫に点検	液体青酸 1.5	30分	A 級	(1) 植物の表面に水分がある場合は まず有害動物に対して薬をかける こと。 (2) ガス濃度を15分以内に均一に なるまで持続を使用すること。
		青酸ソーダ 5.4 (5月~10月) 7.0 (11月~4月)			

3 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選別程度	摘 要
種子に付着する麦角	(1) 麦角 (<i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く) の含有率 (重量比) が 0.05% 未満になるまで選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の含有率 (重量比) が 0.01% 未満になるまで選別	選別した麦角及び菌核は廃棄すること。
種子(殻を除く)に付着する菌核	菌核の含有率 (重量比) が 0.01% 未満になるまで選別	
土中の種子に付着する菌核	比重 1/10 の塩水に浸漬し、種子 0.5 kg 中の菌核が 10 粒以下になるまで選別	

4 温湯浸漬による消毒方法の基準

有害植物の種類	温度	時間	摘 要
球根類に付着するアザミヤカアリシラ	44°C	1 時間 30 分 ~ 2 時間	(1) 温湯の温度と時間を守ること。 (2) 処理後数日乾燥させる。

別表 5 (第13関係)

分散防止のための薬剤散布等の基準

対象植物又は有害植物の種類	処 理	摘 要
種苗の育苗場所、ほし、プランツ等に付着する市販肥料又は有機肥料	次の場合の方法のうち、お水が方法による。 (1) 除虫剤 (ピレトリン 0.08%, ビペロニルブトキシサド 1.2% 含有 (1)) を 1 m^2 当たり 5 g 以上散布 (2) マラソン剤 (シメクトリン 10% 含有 (1)) を 1 m^2 当たり 5 g 以上散布 (3) 除虫剤 (ピレトリン 4%, ビペロニルブトキシサド 40% 含有 (1)) の 40 倍液を 1 m^2 当たり 100 ml 以上散布 ※ 散布後焼却	

別記様式 1 (第1回関係)

消毒(廃棄)計画書

昭和 年 月 日

植物防疫(検疫)所 (支所 出張所) 植物防疫官殿

住所
氏名

(印)

月 日 流入品 此(号)積 種苗は、検査の結果不合格と判じられたが、
下記により消毒(廃棄)について承認願ひます。

記

- 1 品名 数量
- 2 消毒(廃棄)の方法
- 3 消毒(廃棄)の場所
- 4 消毒(廃棄)予定日等

倉庫番号	品名 品目	数量 個数	重量	* 燃焼比	* 燃焼機能力	* 単位重量	* 燃焼量	消毒(廃棄)予定 日数	備考

(注) *は 炭素、湿湯に於消毒方法の場合に不要。

- 5 消毒(廃棄)実施者
- 6 搬送材料・荷役場所・消毒
消毒品目
消毒場所
消毒方法

上記の計画により消毒(廃棄)を実施した。
昭和 年 月 日 植物防疫官 氏名 (印)

別紙様式之(第13附録)

輸送後消毒申請書

昭和 年 月 日

植物防疫(事務所) (受取出張所) 植物防疫所長

住所
氏名

(印)

日 日 港入港
申請します。

丸(号)種 種苗は、下記により輸送し消毒いたします。

記

- 1 品名 数量
- 2 輸送期間 昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日まで
- 3 輸送に使用する船車等の名称
- 4 輸送責任者
- 5 有害動物又は有害植物の分散防止方法
- 6 輸送用船車等の消毒方法
- 7 種苗の消毒方法
- 8 消毒場所
- 9 消毒実施者

上記の計画により実施いたします。なお、輸送後の消毒場所を管轄する植物防疫所
と消毒計画書と提出し、計画の認定を受けること。

昭和 年 月 日

植物防疫所

氏 名

(印)

別紙様式3 (参考関係)

積 込 許可願

昭和 年 月 日

植物防疫(持込)所 (支所出張所) 植物防疫所

住所

氏名

(印)

月 日 港入港 丸(船)積種別は、輸入検査の結果に合格と
なりましたが、下記計画に、積込を実施したい。許可願、いたく別添書類を
添え申請します。

記

- 1 品名
- 2 輸入者名
- 3 積込を打船舶又は航空機名
- 4 積込予定月日

数量

上記積込計画に同意

と条件に同意許可す。

昭和 年 月 日

植物防疫所 氏名

(印)

別記様式 4 (第17関係)

選別実施報告書

昭和 年 月 日

植物防疫(付植)所 (支所出張所) 植物防疫所長

住所

氏名

(印)

月 日

流入品

丸(号)積 殺菌の選別を下記のとおり

終了は、ついで 報告します。

記

- 1 品名
- 2 輸入検査申請数量
- 3 検出免除申請数量
- 4 検出数量

別記様式 5 (第19回)

遷別軍地記錄表

暗子 子 同 日

植物防疫(事務)所 (支所 出張所) 植物防疫良辰又

住所

1720

EP

(五) X 印區 植物防除藥水 422

別記様式 6 (第20関係)

種苗輸入認可証明書

昭和 年 月 日

植物防疫(事務)所 (支所出張所)

植物防疫官 氏名 (印)

下記種苗は、植物防疫法による輸入検査を終了し、
輸入認可決定を証明する。

積載船(機)名
種類・名称
輸送方法、区別
数量
検査年月日
發送人住所氏名
荷受人住所氏名

輸入穀類等検疫要綱の一部を次のように改正する。

別表 2 (第 12 関係) の 7 の表を次のように改める。

7 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
穀類等に着する 麦角	(1) 麦角 (<i>Claviceps gigantea</i> , 麦角を降く) の 含有率(重量比)が 0.05% 未満になるまで選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の含有率(重量比) が 0.01% 未満になるまで選別	選別した麦角及び 菌核は、4又は 5の消毒方法に より消毒すること。
穀類等に着する 菌	菌核の含有率(重量比)が 0.01% 未満になるまで 選別	